



道路特定財源とは？

制度調査部

齋藤 純

道路特定財源の見直しに向けた動き

【要約】

小泉首相が年内検討を指示したことで、ポスト郵政の構造改革として、道路特定財源の見直しが急浮上している。

自党内に特別会計改革のプロジェクト・チームが設置されるなど、改革の動きは政府内に留まらず、与党にも及んでいる。近く、2006年度税制改正の議論も開始され、ここでも道路特定財源の見直しが検討項目となる可能性は高い。

道路特定財源の見直しに関する論点は、主に、道路特定財源の用途、暫定税率の取扱い、の2点である。本稿では、道路特定財源とは何かを整理するとともに、議論の現状をまとめる。

小泉首相は、9月28日の衆議院本会議の代表質問で、道路特定財源の見直しに関する基本方針を年内に検討する旨指示したことを明らかにした。これを受けて自民党内でも、特別会計の見直しに係る検討の場が設けられるなど、これまで“聖域”とされてきた道路特定財源の見直しが、本格的に始まりそうな機運となっている¹。

「特定財源」とは、その名の通り、用途が特定されている歳入のことである。「道路特定財源」の場合、その用途は道路整備のための費用であり、「受益者負担」の考え方から、道路の主な利用者である自動車等の所有者・使用者が負担する税金が道路特定財源に充てられている²。つまり、揮発油税、石油ガス税、自動車重量税、地方道路税、軽油引取税及び自動車取得税が「道路特定財源」に該当する³。

図表1 税負担局面ごとの道路特定財源

自動車の取得	自動車取得税
自動車の保有	自動車重量税
燃料の消費	揮発油税、石油ガス税、地方道路税、軽油引取税

石油ガス税を除く5税目には、道路整備を緊急に進めるとの目的から、本則税率よりも高い暫定税率が設けられており、現在も適用されている。この結果、2005年度の道路特定財源は、国・地方合わせて約5兆7,300億円となっている(次ページ図表2参照)。

¹ 9月27日には、経済財政諮問会議において、「特定財源のあり方について早急に議論を開始する」旨が盛り込まれた構造改革工程表が、民間議員により提出された。

² 特定財源には、道路特定財源以外に、石油対策特定財源(石油石炭税)、電源開発特定財源(電源開発促進税)及び空港整備特定財源(航空機燃料税)がある。

³ 石油ガス税、自動車重量税及び地方道路税には、それぞれの税収を地方に譲与することを目的とする石油ガス譲与税、自動車重量譲与税及び地方道路譲与税がある。

図表 2 道路特定財源の税率及び税収等

	課税対象	最終的な 税負担者	税率		道路整備への 充当額	税収 1
			本則	暫定		
揮発油税 [揮発油税法]	製造場から移出した揮発油(ガソリン)の数量又は保税地域から引き取る揮発油の数量 2 [揮税法 8]	ガソリンの消費者	1 キロリットルあたり 24,300 円 [揮税法 9]	1 キロリットルあたり 48,600 円 3 [措法 89]	【国】全額 [道路整備費の財源等の特例に関する法律 3]	29,629 億円
石油ガス税 [石油ガス税法]	自動車用石油ガスで、石油ガスの充てん場から移出又は保税地域から引き取る石油ガスの重量 [石油ガス税法 9]	LPG(液化石油ガス)の消費者	1 ㎏あたり 17.5 円 [石油ガス税法 10]		【国】収入額の 1/2 [道路整備費の財源等の特例に関する法律 3]	153 億円
					【地方】収入額の 1/2 相当額(道府県及び政令指定都市) [石油ガス譲与税法 1、7]	147 億円
自動車重量税 [自動車重量税法]	自動車検査証の交付等を受ける乗用車、トラック、バス、軽自動車等の台数 [自重税法 7]	乗用車、トラック、バス、軽自動車等の所有者	乗用車(家用)0.5 トンあたり 2,500 円 [自重税法 7]	乗用車(家用)0.5 トンあたり 6,300 円 4 [措法 90 の 11]	【国】収入額の 2/3 の 80%	5,851 億円
					【地方】収入額の 1/3 相当額(市長村) [自動車重量譲与税法 1、7]	3,767 億円
地方道路税 [地方道路税法]	製造場から移出した揮発油(ガソリン)の数量又は保税地域から引き取る揮発油の数量 2 [地道法 3、揮税法 8]	ガソリンの消費者	1 キロリットルあたり 4,400 円 [地道税法 4]	1 キロリットルあたり 5,200 円 3 [措法 89]	【地方】全額(58/100 を都道府県及び政令指定都市、42/100 を市町村) [地道譲税法 2、8]	3,072 億円
軽油引取税 [地方税法]	軽油の元売業者又は特約業者から引き取る軽油の数量 [地法 700 の 3]	軽油の消費者	1 キロリットルあたり 15,000 円 [地法 700 の 7]	1 キロリットルあたり 32,100 円 3 [地法附 32 の 2]	【地方】全額(都道府県及び政令指定都市) [地法 700 の 49、700 の 50]	10,556 億円
自動車取得税 [地方税法]	自動車、軽自動車等の取得価額 [地法 699 の 7]	自動車、軽自動車等の取得者	3% [地法 699 の 8]	5% (軽自動車を除く) 3 [地法附 32]	【地方】全額(3/10 を都道府県及び政令指定都市、7/10 を市町村) [地法 699 の 32、699 の 33]	4,655 億円
合 計						57,830 億円

1 平成 17 年度当初予算(案)及び平成 17 年度地方財政計画(案)ベース。

2 消費者に販売するまでに貯蔵及び輸送により減少すべき揮発油の一定の数量を除く。

3 2008 年 3 月 31 日まで適用予定。

4 2008 年 4 月 30 日まで適用予定。

(出所)各種資料より大和総研制度調査部作成

道路特定財源の問題点

道路特定財源は、道路整備という公的サービスの受益者と道路整備のための資金の負担者との間に密接な関係があると考えられることから、用途の特定が認められてきた。しかし、道路整備の進展や年々厳しくなる財政状態などから、財政の硬直化につながるといった(道路)特定財源のマイナス面が指摘されている。

また、小泉政権における公共事業の削減の影響により、道路特定財源には余裕が生じつつある。2003年度から4年間は、旧本州四国連絡橋公団債務の早期処理のために、同公団から切り離された約1兆3,400億円の債務処理に道路特定財源を使うこととされている。しかし、この債務処理も2006年度で終了するため、道路整備費が現在の水準のままと仮定すれば道路特定財源に余剰金が生じると見込まれている。こうしたことも、道路特定財源の見直しが議論される要因となっている。

これらのことを踏まえると、道路特定財源の見直しにおいては、次の2点が論点となる可能性が高い。

道路特定財源の用途
石油ガス税以外に適用されている暫定税率の取扱い

用途に関しては、9月28日に小泉首相が見直しの方針を明らかにして以降、各方面から様々な意見が出されている。主なものを挙げると次のようになる。

- 道路特定財源の一般財源化
- 国の道路整備分の一般財源化と、地方分の特定財源維持
- 道路特定財源の環境税への転換

当然のことながら、これまで通り、道路特定財源を維持すべきとの意見もある。

仮に、道路特定財源の用途を拡大することとなれば、道路特定財源の前提である受益者負担の原則が崩れることとなり、暫定税率を撤廃すべきとの意見が出てくるだろう。また、今後、道路整備に対する資金需要の増加が見込まれない場合にも、“暫定税率不要論”が出てくることは避けられない。その一方で、道路特定財源を維持したい国土交通省や財政再建を進めたい財務省は、暫定税率の撤廃には反対するものと考えられ、決着が難しくなるものと予想される。

道路特定財源を巡る最近の動き

経済財政諮問会議では、特定財源に関する検討を早急に開始すべき旨を、9月27日の会合で明らかにしている。政府税制調査会では近く2006年度税制改正に向けた検討が始まるものと思われ、ここでも道路特定財源の見直しが論点となる可能性は高い。

また、自民党では、特定財源と密接に関係する特別会計の見直しに向けた検討の場が2つ発足し、それぞれ動き始めている。

図表 3 道路特定財源等に関する最近の動き

	主な動き
9月27日	経済財政諮問会議、民間議員による構造改革の工程表に「道路特定財源のあり方に関する議論」の必要性を盛り込む。
28日	小泉首相が衆議院本会議の代表質問において、道路特定財源の見直しに関して「基本方針の年内検討」を指示したことを明らかに。 古賀誠 自民党道路調査会会長、道路特定財源のあり方について、「聖域だとは思わない。従来の主張だけでは国民の理解は得られない」との認識を明らかに。
29日	自民党行政改革推進本部、特別会計改革委員会を創設する方針を決定(年内に改革案をまとめる予定)。
10月4日	財政制度等審議会 特別小委員会、特別会計の見直しを議論。
11日	自民党政務調査会、特別会計見直しに関するプロジェクト・チームの設置を決定。
13日	自民党行政改革推進本部 特別会計改革委員会及び自民党政務調査会、特別会計見直しに関するプロジェクト・チームが、それぞれ会合を開催。